

## 県税データエントリー業務委託仕様書

宮崎県（以下「甲」という。）が委託する県税データエントリー業務について、受託業者（以下「乙」という。）は次により処理するものとする。

### 1 委託業務の予定件数等について

#### (1) 年間予定件数

- ① 2バイト文字を含まないデータ（数字入力）80バイト 123千件
- ② 2バイト文字を含むデータ（カナ入力）80バイト 123千件

#### (2) 1か月の最大依頼件数

28千件程度（(1)の①と②を合計したもの） 平均件数は20千件程度

#### (3) 1日の最大依頼件数

14千件程度（(1)の①と②を合計したもの） 平均件数は2.4千件程度

### 2 委託業務の処理方法について

甲は、委託に際し、納期、納品媒体、依頼件数等を記入したデータエントリー委託書を2部（甲控1部、乙控1部）作成し、乙控のデータエントリー委託書及び入力原票（データエントリーを行う申告書及び報告書等をいう。）を乙に引き渡すものとする。

#### (1) 委託日時

乙は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和8年12月29日から令和9年1月3日まで（以下「閉庁日」という。）以外の日で甲が指定する日時、場所（1月6回程度）に来庁し、甲から受託するものとする。ただし、上記以外の日時でも、甲が必要と判断する場合、乙は甲の指示に従い随時に来庁し、受託しなければならない。

#### (2) スケジュール表の通知

甲は、業務を円滑に処理するため、必要に応じてスケジュール表を作成し、乙に通知するものとする。ただし、甲の都合により、スケジュール表を変更したとき及びスケジュール表に掲載されていないものであっても乙は受託するものとし、その際の納期はその都度協議して決定するものとする。

### 3 入力原票の取扱い及び保管について

乙は、甲から引渡しを受けた入力原票を亡失、汚染又はき損しないよう善良な管理者の注意をもって取扱い、かつ保管するものとする。

### 4 納品媒体及び仕様について

乙は、データエントリー委託書で甲が指示する媒体により成果品を納品するものとし、その仕様については、以下のとおりとする。ただし、甲が必要と判断する場合、別途甲が指示する仕様に変更するものとする。

#### (1) 納品媒体

電子データ又はUSBメモリ等とする。

なお、納品媒体は甲で用意する。

#### (2) 主な記録コード

CSV又はテキスト形式とする。

- (3) レコード長、ブロック長  
データフォーマット仕様書の記載のとおりとする。

## 5 データエントリーの方法について

- (1) 乙は、データエントリー委託書及びデータフォーマット仕様書に従い、データエントリーを行うものとする。  
(2) データエントリーの際のパンチは、入力担当者を変えた二度打ちを行うこととする。

## 6 成果品の納品等について

乙は、閉庁日以外の日で甲が指定する日時に、成果品を納品し、入力原票を返還（以下「納品等」という。）しなければならない。ただし、上記以外の日時でも、甲が必要と判断する場合は、乙は甲の指示に従い、随時に来庁し納品等を行うものとする。

## 7 納品等における確認等について

- (1) 乙は、納品等を実施する前に、成果品に誤りがないよう十分な確認措置を講ずるものとする。  
(2) 納品等にあたり、委託件数等の修正の必要がある場合、甲控及び乙控のデータエントリー委託書を同時に修正し、甲乙双方が確認を行うものとする。  
(3) 甲は、納品等にあたり、成果品及び関係資料の検品を行う。その後、乙控のデータエントリー委託書に受領印の押印を行い、これを乙に返却するものとする。

## 8 成果品納品後の事故等について

- (1) 納品後2年以内に乙の責任により成果品の誤りが判明した場合、乙は、甲の指示に従い、乙の責任において必要な補正を行うものとする。  
(2) 乙は、成果品の複製を作成し、納品の日から3か月間保管するものとし、甲の責任により成果品が読取不能の状態が生じた場合等には、甲の指示に従い、成果品の複製を納品するものとする。

## 9 成果品及び関係資料等の搬送について

成果品及び関係資料等を搬送する際は、汚損、破損及び紛失等のないよう、データの保護に努めるものとする。

## 10 納品媒体の返却について

甲が処理を終了した納品媒体は、納品した場所において返却するものとする。

## 11 秘密の保持について

乙は、甲から委託を受けた事務の取扱いに際し、適正な管理を行うとともに、知り得た一切の事項を第三者に漏らし、また、他の目的に使用してはならない。

## 12 その他

- (1) 搬送等に要する費用については、乙の負担とする。  
(2) その他上記に定めのない事項は、甲の指示に従うものとする。